

# 区民参画手続ガイドライン

—「人にやさしい創造的な地域社会」の実現に向けて—

平成 22 年 3 月

港 区

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# 目次

1 このガイドラインのねらい	1
2 用語について	2
3 区民参画手続を実施する場合	3
4 区民参画手続の類型について	4
(1) 委員会・審議会・協議会	4
(2) 区民意見募集(パブリックコメント)	4
(3) 説明会・公聴会	5
(4) ワークショップ	5
(5) シンポジウム・フォーラム	6
(6) アンケート調査・ヒアリング調査	6
(7) 総合支所の区民参画組織	6
5 区民参画手続の標準的な組み合わせ	8
6 区民参画手続の実施にあたっての留意点	10
(1) 実施根拠の明確化	10
(2) 区民委員の募集・選任	10
(3) 参画しやすい環境づくり	10
(4) 区民への十分な趣旨説明	11
(5) 会議の公開について	11
(6) 報酬について	11
(7) 事故の防止及び発生時の対応について	12

## 資料編



## 1 このガイドラインのねらい

地方分権が進展する中、区は、「区民に身近な場所でより多くのサービスを提供する」、「地域の課題は地域で考え、決定し、解決する」ことをめざして、平成 18 年 4 月、区役所・支所改革に取り組みました。

この間、各総合支所では区民参画組織が組織され、地域の課題や将来像について、区民の参画と協働による区民主体の検討や取組みが進められています。

今後も、「人にやさしい創造的な地域社会の実現」をめざして、参画と協働の取組みをより一層定着・発展させていく必要があります。

区民参画を推進することは、区民と区をより近づけ、地域特性や区民ニーズを的確に区政に反映し、より一層、区民に信頼される、公正で透明な区政運営を進めることに繋がります。

このガイドラインは、区政への区民の参画をより一層発展させるための指針として、区民参画手続等についてわかりやすくまとめたものです。

## 2 用語について

区は従前から様々な形で区民参画を図ってきましたが、区役所・支所改革等を経て、総合支所における区民参画組織、区民意見募集(パブリックコメント)や港区基本計画改定の際の「みなとタウンフォーラム」など、区民参画の取組みは広がりを見せてきました。

区民参画に関する用語についても、そのような流れの中で、従前の考え方から変化して・拡大しており、整理が必要です。

このガイドラインでは、区民参画に関する用語の意味について、次のとおりとします。

用語	意味
区民	区内在住者、在勤者、在学者、区内事業者・公益団体、利害関係者等をいう。
実施機関	区民参画手続を実施する機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
区民参画	区民が政策の立案、実施、評価又は見直しの意思形成過程に主体的に参加し、答申、提言、提案、意見、要望などを通じて政策決定に関わること。
区民参画手続	区が区民参画を図るにあたって行なうべき必要な手続 ※個々の区民参画手続については「4区民参画手続の類型について」を参照
区民意見募集 (パブリックコメント)	区民参画手続の一つ。計画や条例等の素案を公表して、区民からの意見や提案を聴取し、意見等を考慮して意思決定を行なうとともに、意見等に対する区の考え方を公表する手続
区民参画組織	区民の参加を得て、区の施策や地域の課題解決について検討などを行なう組織・会議体の総称

### 3 区民参画手続を実施する場合

実施機関は、次のような計画や条例を策定・制定するにあたり、区民の多様な意見を反映させるための必要なプロセスとして、区民参画手続を実施します。

- ① 区の総合的な施策に関する計画及び各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画
- ② 区民に義務を課し、又は権利の付与若しくは制限をすることを内容とする条例
- ③ 区民に利用される施設の整備に関する計画
- ④ その他実施機関が必要と認めるもの

※ただし、上記に関わらず、次の場合は区民参画手続を実施しないことができます。

- ① 法令等に基づくものであって、実施機関に裁量の余地がないとき。
- ② 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定改廃をするとき。
- ③ 軽易な改定するとき。
- ④ 緊急性を要するとき。
- ⑤ 区民参画手続を実施した施策等の内容に沿った条例の制定改廃をするとき。

## 4 区民参画手続の類型について

区民参画手続は前述のとおり、「区が区民参画を図るにあたって行なうべき必要な手続」と定義しています。区民参画手続には、委員会・審議会・協議会、区民意見募集(パブリックコメント)、ワークショップ等、様々な手法がありますが、それぞれに特徴があり、策定・制定する計画・条例等の内容に応じ効果的な手法を実施することが必要です(「5 区民参画手続の標準的な組み合わせ」参照)。

ここでは、区民参画手続の類型を挙げて、その概要を解説します。

### (1) 委員会・審議会・協議会

#### ① 委員会

特定の計画策定等について、メンバーから意見を聴取し、最終的に報告、答申等を得る、区民、学識経験者、関係者等で構成する検討組織をいいます。

#### ② 審議会、協議会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置されたものをいいます。

### (2) 区民意見募集(パブリックコメント)

計画や条例等の素案を公表して、区民からの意見や提案を聴取し、意見等を考慮して意思決定を行なうとともに、意見等に対する区の考え方を公表する手続です。具体的な実施方法は「港区区民意見募集に関する要綱」(資料編参照)によります。

この手続は、公表した素案等に対して具体的な意見を求めるもので、計画等の賛否を問う、住民投票のようなものではありません。



### (3) 説明会・公聴会

説明会は、区が区民に対し、特定の政策やテーマについて説明し、意見を聴取するものです。

公聴会は、法令等で開催を義務付けられた意見聴取の場を指します。

説明会は、対象となる計画、施設整備計画等の内容により、全区民を対象として開催したり、特定地域の区民や利害関係者、関係団体など、特定の参加者で開催する場合があります。

### (4) ワークショップ

ワークショップ(workshop)とは元々、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味する言葉です。区からの説明や情報を得ながら、区民が相互に、あるいは区民と区が相互に意見を交換し、グループの相互作用の中で合意形成を目指す手法です。

参加者は受動的でなく能動的に議論に関わり、意見が異なる参加者との調整過程を経て合意形成を目指します。

#### 「みなとタウンフォーラム」について

みなとタウンフォーラムは公募の区民で構成され、港区基本計画の改定等に際して区政の課題や解決の方向性について論議し、その成果を提言として提出します。

区民参画手続としてはワークショップの一形態といえますが、その活動内容は、公開の場での提言発表、論議の内容に対する区民からの意見受付など様々な要素を含んでいます。

## (5) シンポジウム・フォーラム

あるテーマについて、公開の場で意見を述べる方式です。通常、発言者は聴衆を前に壇上に並びます。様々な立場や異なる意見を持つ発言者(パネラー)が意見を発表し、参加者全員によって討議を行ないます。また、進行は、中立な立場で司会者(コーディネーター)が行ないます。

開催自体にイベント性が強く、一般聴衆の意見の聴取・集約は困難です。計画等の検討よりは、計画等のPRや啓発に適した手法といえます。

## (6) アンケート調査・ヒアリング調査

区民に対してアンケートやヒアリングを実施し、政策やテーマに対する意見を聴取するものです。

随時設定したテーマについて調査するほか、過去の調査項目と同様または類似の調査を行い、ニーズや意識の変化を分析することもよく行なわれます。

一度に多くの調査対象から意見を聴取することができますが、調査項目の精査や、回答する側にとって分かりやすい設問設計を行なうこと等に留意する必要があります。

## (7) 総合支所の区民参画組織

港区独自の区民参画の形態として、「総合支所の区民参画組織」があります。

総合支所の区民参画組織では、地区版計画(※)の策定に際して、地域の課題や将来像についての具体的な検討を行ないました。また、計画策定以外にも、地域事業(※)の推進や、地区版計画の達成状況の確認・見直しに向けた検証、地域情報紙(誌)の編集など、年間を通じて様々な活動を行なっています。

### ※地区版計画

港区基本計画は、全区的な計画である「分野別計画」と、総合支所ごとに策定した「地区版計画」で構成されています。

地区版計画は、地域事業の年次計画書を兼ねています。

### ※地域事業

地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が、区民参画組織からの提言等を踏まえて創出した事業

【総合支所の区民参画組織】

- 芝地区総合支所 .....「芝会議」
- 麻布地区総合支所 .....「麻布を語る会」
- 赤坂地区総合支所 .....「タウンミーティング」
- 高輪地区総合支所 .....「タウンミーティング TAKANAWA」
- 芝浦港南地区総合支所 .....「港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト」

## 5 区民参画手続の標準的な組み合わせ

区民参画手続は「4 区民参画手続の類型について」のとおり、様々な手法があり、それぞれに特徴があります。計画・条例等の策定・制定にあたり区民参画手続を実施する場合は、計画・条例等の内容に応じ、区民参画手続を効果的に組み合わせ実施します。

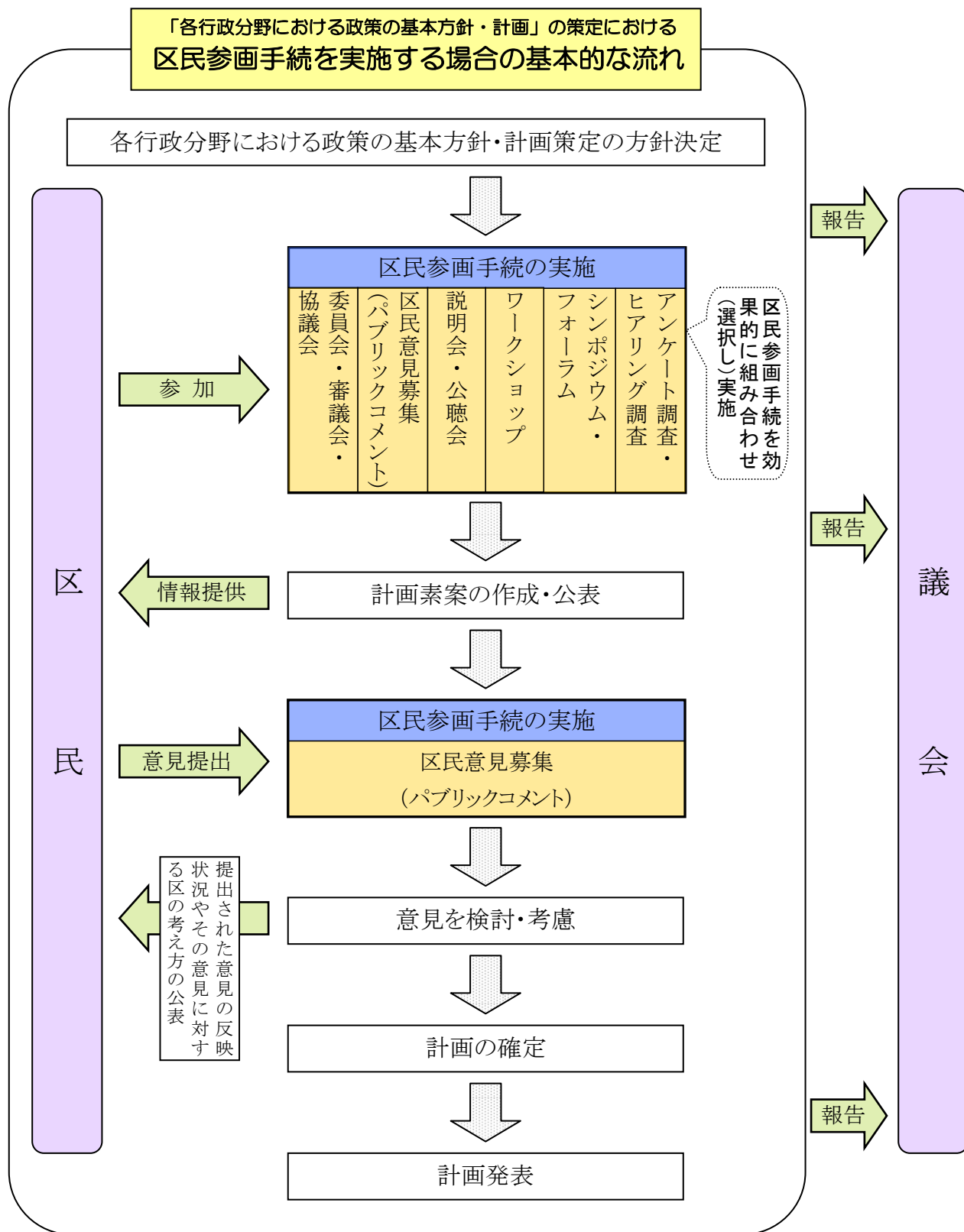
以下に、組み合わせの参考となるよう例示します。

計画・条例等の策定・制定	実施する区民参画手続例
港区基本計画 (分野別計画・地区版計画)	みなとタウンフォーラム 総合支所の区民参画組織 区民意見募集(パブリックコメント) 説明会・公聴会
各行政分野における政策の基本方針・計画	委員会・審議会・協議会 区民意見募集(パブリックコメント) 説明会・公聴会
区民に義務を課し、又は権利の付与若しくは制限をする条例	区民意見募集(パブリックコメント) 説明会・公聴会
区民に広く利用される大規模施設の整備計画	区民意見募集(パブリックコメント) 説明会・公聴会 ワークショップ
利用者や地域が限定される施設の整備計画	説明会・公聴会 ワークショップ

※図1(9 ページ)では、上記表中の「各行政分野における政策の基本方針・計画」の策定の場合の、区民参画手続の基本的な流れを示しています。

※ここで挙げた以外の計画の策定、条例の制定等においても、本ガイドラインの趣旨に沿い、必要に応じて区民参画手続を実施します。

【図1】



## 6 区民参画手続の実施にあたっての留意点

### (1) 実施根拠の明確化

区民参画組織を設置する場合は、設置目的やメンバー構成、任期、運営上の必要事項等について、担当部署において予め要綱等基準を定めます。

なお、「港区附属機関等の設置及び運営に関する基準」(資料編参照)に該当する会議体の設置及び運営に関しては、同基準によります。

### (2) 区民委員の募集・選任

① 区民委員(※)の募集にあたっては、公募を原則とします。

#### ※区民委員

個人として参画する区民を指します。

学識経験者や、区内事業者、公益団体、利害関係団体等の代表として参加している場合を除きます。

なお、区の常勤職員は応募することはできません。

② 専門知識や経験に基づく検討を行なう必要があり、学識経験者や専門技術者等を中心に構成せざるを得ない場合を除き、複数の区民委員を選任します。

③ 区民委員の男女比については、「港区男女平等参画条例」及び「港区男女平等参画行動計画」の趣旨に基づき、均衡に近づけるよう努めます。

④ 主に区民で構成され、かつ、相当数の区民がメンバーとなる場合は、メンバーの選定の際、地域、年代等のバランスをとるよう努めます。

⑤ 区民委員の募集にあたっては、広報紙や区のホームページにおける公募のほか、ポスターの掲示、チラシの配布や住民基本台帳から無作為抽出した区民に対し区民委員募集のお知らせを送付するなど、必要に応じて募集方法を工夫します。

### (3) 参画しやすい環境づくり

① 会議や説明会に参加する区民は年齢や就労形態などが様々です。区民が参加しやすい曜日・時間帯の会議開催について配慮が必要です。

②より広く区民参画の機会を確保するため、一時保育や手話通訳等についての配慮が必要です。また、区民委員の公募やフォーラムの開催等を広報紙等で周知する際には、一時保育や手話通訳等の対応をする旨、事前に周知するようにします。

③外国人についても、必要に応じて通訳をつけるなどの配慮をします。

#### (4) 区民への十分な趣旨説明

区民参画手続の実施にあたっては、一連の意思形成過程の中で会議等がどのように位置づけられ、成果をどのように活かしていくのか、参画する区民に対し、事前に十分な趣旨説明を行い、理解を得るようにします。

#### (5) 会議の公開について

区民参画手続として、会議等を行なう場合は、公開を原則とします。

ただし、次に該当する場合は委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができます。

- ・会議で取り扱う情報が港区情報公開条例第5条第1項各号に該当するとき。
- ・会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

また、会議記録を調製し、区民からの求めがあった場合は随時公表できるようにし、透明性の確保と区民への情報提供に努めます。なお、公表できない場合は、その根拠を明らかにするものとします。

#### (6) 報酬について

区民参画は、区民が主体性を持って自主的な発意により参加し、区民と区が対等な関係の下に実施されるのが、本来的な姿であるといえます。

この考えに立ち、区民参画組織への区民の参画を求める際には、報酬は支払わないことを基本とします。

ただし、「港区付属機関等の設置及び運営に関する基準」に該当する審議会、

協議会については、同基準の定めるところによります。

#### (7) 事故の防止及び発生時の対応について

- ①会議等の開催にあたっては、適切に会場整備や参加者の誘導を行ない、円滑かつ安全な運営に十分配慮します。
- ②作業や地域・施設見学等を行なう場合は、無理なく安全な作業内容、行程について予め十分配慮するとともに、参加者に対しても事故の無いよう注意を促します。
- ③会議等の会場や施設見学場所は、必要に応じて事前に下見を行ない、参加者の移動経路や、移動の際に危険な箇所が無いかなど、安全確認を行ないます。
- ④万一、参加者の負傷等、事故が生じた場合は、必要に応じて負傷者の保護（安全確保、救急車の手配等）を行なうとともに、担当者のみで判断せず、直ちに所属長等に報告します。また、「港区危機管理基本マニュアル」及び「事件・事故等危機情報に関する情報連絡マニュアル」(防災課所管)に基づき、速やかに所定の報告を行ないます。
- ⑤見舞金や損害賠償の手続きが必要な場合は、「見舞金・特別区自治体総合賠償責任保険事務処理」(総務課所管)に基づき、速やかに必要な処理を行ないます。



# 資料編

- ・港区区民意見募集に関する要綱
- ・港区附属機関等の設置及び運営に関する基準

## 港区区民意見募集に関する要綱

平成22年3月24日

21港総区第1979号

### (目的)

第1条 この要綱は、区民意見募集の実施について必要な事項を定めることにより、区政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって区民の区政への参画及び開かれた区政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民意見募集 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 区の基本的な施策、計画、条例等（以下「施策等」という。）の策定、作成又は改廃（以下「策定等」という。）の過程において、当該施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項（以下「施策等の案」という。）を区民に公表すること。

イ アにより公表した施策等の案について、区民からの意見又は情報（以下「意見等」という。）を募集すること。

ウ 区民から提出された意見等を考慮して、意思決定を行うこと。

エ 区民から提出された意見等に対して、区の考え方を公表すること。

(2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(3) 区民 次に掲げるものをいう。

ア 区内に住所を有する者

イ 区内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体

ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者（以下「在勤者」という。）

エ 区内の学校に在学する者（以下「在学者」という。）

オ その他施策等に直接的な利害関係を有すると認められる者

### (区民意見募集の対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げる施策等の策定等を行うときは、区民意見募集を実施するものとする。

(1) 区の総合的な施策に関する計画及び各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画

(2) 区民に義務を課し、又は権利の付与若しくは制限をすることを内容とする条例

(3) 区民に広く利用される大規模施設の整備に関する計画

(4) その他実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、施策等の策定等に当たり、区民意見募集を実施しないことができる。

(1) 法令等に基づくものであって、実施機関に裁量の余地がないとき。

(2) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定改廃をするとき。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が施策等の策定等を行うとき。

(4) 軽易な改定するとき。

(5) 緊急性を要するとき。

(6) 区民意見募集を実施した施策等の内容に沿った条例又は個別の施設計画等の策定等のとき。

(施策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる施策等の案について区民意見募集を実施しようとするときは、施策等の案の最終的な意思決定を行う前に、当該施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、施策等の案のほか、区民意見募集の実施に当たって必要な事項を併せて公表するものとする。

3 実施機関は、前2項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 区のホームページへの掲載

(2) 担当課窓口での閲覧

(3) 各総合支所の窓口での閲覧

(4) 広報紙への概要の掲載

(5) その他実施機関が定める方法

4 実施機関は、前項各号の方法によるほか、必要に応じ施策等の案の概要又は参考資料の配布等により、施策等の案を区民に周知するよう努めなければならない。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、施策等の案に対する意見等の提出期間、提出方法その他意見等の提出に係る必要な事項について、施策等の案を公表するときに明示するものとする。

2 施策等の案に対する意見等の提出期間は、施策等の案を公表した日から起算して30日以上とする。ただし、実施機関が特に必要があると認めるときは、企画経営部長と協議して、30日未満の期間を定めることができる。

3 意見等を提出するもの（以下「提出者」という。）は、意見等を提出するときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 氏名又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 提出者が在勤者又は在学者である場合は、その勤務先又は学校名

(4) 法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名及び連絡先

(5) その他実施機関が必要と認める事項

(結果の公表)

第7条 実施機関は、施策等の案について、次の各号に掲げる事項を公表するとともに、提出された意見等を考慮して、意思決定を行うものとする。ただし、提出された意見等のうち、単なる賛否のみを表明するもの又は施策等の案に関係のないものについては、公表しないことができる。

(1) 区民から提出された意見等

(2) 意見等に対する区の考え方

(3) 意見等により施策等の案を修正して意思決定をしたときは、当該修正の内容

(4) その他実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、施策等の最終的な意思決定を行ったときは、前項の規定により速やかな公表に努めるものとする。

3 第1項の規定による公表は、区のホームページへの掲載等により行うものとする。

4 提出された意見等について、提出者に個別の回答は、行わないものとする。

(個人情報保護等)

第8条 実施機関は、第6条第3項の規定により、提出者に明らかにさせた氏名、住所その他の個人情報を、港区個人情報保護条例（平成4年港区条例第2号）に基づき、適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、意見等を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

(一覧の作成)

第9条 実施機関は、第5条第1項又は第7条第1項の規定により、公表している施策等の案の一覧を作成し、区のホームページに掲載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## ○港区附属機関等の設置及び運営に関する基準

平成17年3月30日

16港政総第835号

(目的)

第1条 この基準は、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、行政執行の透明性の確保及び区民に信頼される公正・公平な区政運営の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置されたものをいう。

2 この基準において「懇談会等」とは、区政に関する区民の意見反映等を目的とし、要綱等により設置されたものをいう。

3 この基準において「附属機関等」とは、附属機関及び懇談会等をいう。

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、法律、政令又は東京都条例（以下「法令等」という。）により設置が義務付けられている場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。

(2) 附属機関の機能、設置目的及び所掌事項が明確であること。

(3) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないこと。

2 懇談会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 懇談会等の機能、設置目的及び所掌事項が明確であること。

(2) 既に設置されている懇談会等と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないこと。

(3) 設置期間があらかじめ想定できる場合は、設置根拠となる要綱等に規定すること。

3 附属機関等の設置に当たっては、必要に応じ、分科会等を設けて弾力的・機動的な運営をすること。

(附属機関等の運営)

第4条 附属機関等の運営は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 委員長等の会議運営の自主性を尊重するものとする。

(2) 会議は、原則公開とする。非公開とするときは、その根拠を明らかにする。

(3) 会議記録は、原則公開とし、随時区民へ情報提供するものとする。非公開とするときは、その根拠を明らかにする。

(4) 開催日時、開催場所、議題等の情報を、緊急に開催される場合を除き、事前に区民に周知するように努めるものとする。

(委員の選任)

第5条 附属機関等の委員その他の構成員（以下「委員」という。）は、次に掲げる基準により選任するものとする。

(1) 実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、委員の数は、法令等に定める場合を除き、原則として20人以内とする。

(2) 区職員を委員とするときは、必要最小限の人数とする。

(3) 同一の者が就任できる附属機関等の数は、三つまでとする。

(4) 委員の年齢構成は、附属機関等の設置目的を踏まえ、各年代層の意見を反映できるようその均衡に配慮する。

(5) 委員の男女構成は、港区男女平等参画行動計画の趣旨を踏まえ、均衡のとれたものとするように努める。

(6) 附属機関等の設置目的に応じて区民公募を積極的に行う。

(7) 団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、附属機関等の所掌事項にふさわしい知識や経験を有する者の推薦を求めるものとする。

(8) 委員の任期は、法令等に定める場合を除き、原則として1任期2年とし、再任する場合においては、連続する在任期間は8年（任期が2年未満の場合は4期。以下同じ。）を超えないものとする。ただし、附属機関等の設置目的の達成のため専門知識の活用等が必要と認められる場合は、総合経営部長と協議の上8年を超えることができる。

(9) 附属機関等の所掌事項、開催予定回数、委員の報酬額等について、事前に分かりやすく委員に周知するものとする。

(委員の報酬額)

第6条 委員の報酬額は、別表に定める基準によるものとする。

(附属機関等の見直し)

第7条 附属機関等で次の各号のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

(1) 既に設置目的が達成されたもの

(2) 社会経済情勢や区民ニーズの変化等により著しくその役割が低下してきているもの

(3) 他の行政手段等で代替可能となったもの

(4) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関等と類似し又は重複しているもの

(全庁的調整)

第8条 附属機関等を所管する総合支所長及び部長（以下「所管部長」という。）は、附属

機関等を設置し又は改廃しようとするときは、総合経営部長に協議するものとする。

2 総合経営部長は、附属機関等の運営状況について定期又は随時に所管部長に報告を求めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に委員であるものに係る第5条の規定の適用については、同条第8号中「連続する」とあるのは、「この基準の施行の日から起算して連続する」とする。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

付属機関等の種別 委員の区分	A	B	C	D	E
	審査請求に対する裁決等、特に重要な審査をするもの	①専門的な知識及び高度な判断を求められるもの ②公平な審査をすることが求められるもの ③重要事項（区民の権利義務等にかかわる事項等）を審議するもの	①計画を企画立案するもの ②行政機関に助言及び意見をすること ③事業運営にかかわる審議をするもの	①関係団体との連絡調整をするもの ②事業の承認を求めるもの ③計画を作成し、推進するもの	主に関係団体との意見交換や要望の聴取をするもの
委員長	25,000円	22,000円	19,000円	16,000円	13,000円
委員 〔学識経験を有する者〕	22,000円	19,000円	16,000円	13,000円	10,000円
委員 (上記以外の者)	19,000円	16,000円	13,000円	10,000円	7,000円





港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。  
本書は、古紙を活用した再生紙を使用しています。